

浜松市市民協働センターバナー広告掲載概要

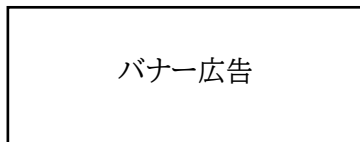
民間企業等との協働によりセンターの新たな財源を確保し、市内の市民活動団体の中間支援の活性化を図り、市民活動団体及び地域経済の活性化を図ることを目的に、広告を出稿していただける団体を広く募集しております。

(広告の掲載場所等)

浜松市市民協働センターホームページのトップページ(月平均 1300 アクセス)

(広告の規格)

(1) サイズ 縦70 ピクセル×横180 ピクセル



(2) 画像形式 JPEG、PNG 又は GIF(アニメーション不可、透過GIF不可)

(3) 容量 25KB 以内

※バナー広告は、原則として掲載希望者様でご用意ください。

(広告の掲載料)(税込)

	企業	NPO団体	センター登録団体
年度契約 (4月1日～3月31日)	11,000円 / 年	6,600円 / 年	3,300円 / 年
途中契約 (契約月～同年度3月31日まで)	1,100円 / 月	550円 / 月	275円 / 月

(広告掲載の申込み)

バナー広告掲載申込書に必要事項をご記入の上、センターまでお申し込みください。

(広告掲載料の納付)

センター指定の期日までに、一括前納をしていただきます。

(注意事項)

- センターホームページへの広告の掲載が適切でない場合、掲載をお断りすることがあります。
- 広告掲載にあたっては、各種法令及び浜松市市民協働センターバナー広告掲載取扱要綱、浜松市市民協働センターバナー広告掲載基準、浜松市市民協働センターバナー広告表現ガイドラインを遵守していただくものとします。

浜松市市民協働センターバナー広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市市民協働センター(以下「センター」という。)が、浜松市市民協働センターのホームページに掲載する広告に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 民間企業等との協働によりセンターの新たな財源を確保し、市内の市民活動団体の中間支援の活性化を図り、もって市民活動団体及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(広告の種類及び範囲)

第3条 センターホームページに掲載する広告は、センターのホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定する画面にリンクするものとし、(以下「広告」という。)次に掲げるものを除くものとする。

- (1) センターの品位を損なう恐れのあるもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で風俗営業とされる営業に該当するもの
 - (3) 風俗営業類似業種
 - (4) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
 - (5) 青少年の健全育成に反するもの
 - (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
 - (7) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないとセンター長が認めるもの
- 2 前項各号の規定は、広告からのリンク先として広告主の規定するホームページの内容についても適用する。

(広告掲載の優先順位)

第4条 広告を掲載する優先順位は次の各号の順序とする。

- (1) センターの登録団体
- (2) 市内に事業所等を有するものの広告
- (2) 国、地方公共団体、公社、公団、公益法人及びこれらに類するものの広告
- (3) 前各号に掲げるもの以外の広告

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

- (1) サイズ 縦70 ピクセル×横180 ピクセル
- (2) 画像形式 GIF(アニメーション不可、透過GIF不可)、JPEG又はPNG
- (3) 容量 25KB 以内

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、センターホームページのトップページまたはその事業者との関連があるページとし、当該ページ内での位置は、センター長が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は、随時定めた枠数とする。

(掲載期間)

第7条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は年度毎(4月1日～3月31日)とする。

(広告の掲載料)

第8条 広告の掲載料(以下「掲載料」という。)は、1枠あたりにつき、企業は年額11,000円、NPO団体は年額6,600円、センターの登録団体は年額3,300円とする。ただし、年度途中からの契約については、契約月から同年度が終了するまでの掲載料として、企業は月1,100円、NPO団体は月550円、センター登録団体は月275円とする。

(広告掲載希望者の募集)

第9条 広告の掲載を希望する者(以下「掲載希望者」という。)の募集は、センターホームページ等で公募するものとする。ただし、センター長が特に必要があると認めるときは、公募によらないことができる。

2 前項の募集は、毎年度の当初の掲載に係るもののほか、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じることが明らかになったときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条 掲載希望者は、浜松市市民協働センターバナー広告掲載申込書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付してセンター長に申し込むものとする。

(1) 広告の原稿

(2) 前号に定めるもののほか、センター長が必要であると認める書類

2 広告原稿の内容及び作成費用は、掲載希望者の責任及び負担とする。ただし、センター登録団体については、センターが製作できるものとする。この場合、登録団体はセンターに対し製作費1,650円を支払うものとする。ただし、著作権の所有は、当該登録団体が有するものとする。

(広告掲載の決定)

第11条 センター長は、前条の規定による申し込みを受けたときは、当該広告の掲載の可否を決定し、浜松市市民協働センターバナー広告掲載結果通知書(様式第2号)により掲載希望者に通知するものとする。

2 広告掲載が適当と認める申し込みが、第6条に規定する掲載枠数を超えた場合には、第4条に規定する順位により広告掲載をするものとする。ただし、同一条件で広告掲載数を超える場合は掲載申込期間の長いものを優先する。

3 前項の規定によっても、なお同順位の掲載希望者の数が掲載枠数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

(広告掲載料の納付)

第15条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という。)は、広告掲載料をセンター長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、毎年4月掲載分の広告の掲載料は、別に定める期限までに納入するものとする。

(広告内容等の変更)

第16条 センター長は、広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第17条 センター長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターホームページへの広告の掲載が適切でないとセンター長が判断したとき。

(掲載料金の還付)

第18条 既納の掲載料金は、還付しない。ただし、前条第4号の規定による広告の掲載の決定を取り消したとき(その事由が広告主の責めによらないときに限る。)は、既納の掲載料金の額のうち、センター長が広告の掲載の決定を取り消した日から掲載期間の末日までの期間(その期間に1箇月未満の端数があるときは、これを1箇月とする。)に係る掲載料金に相当する額を還付する。

2 前項ただし書きの規定による掲載料金の還付を受けようとする者は、浜松市市民協働センターバナー広告掲載料金還付請求書(様式第3号)によりセンター長に請求するものとする。

(広告主の届出義務)

第19条 広告主は次の各号のいずれかに該当する場合は、浜松市市民協働センターバナー広告掲載内容変更届(様式第4号)により、速やかにセンター長に届けなければならない。

- (1) 広告の掲載を取り下げるとき。
- (2) 広告を差し替えるとき。
- (3) リンク先ホームページのURLを変更するとき。
- (4) 前各号に規定するもののほか、浜松市市民協働センターバナー広告掲載申込書の記載内容に変更があった場合

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する全ての事項について、一切の責

任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、センター長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(免責事項)

第21条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料金の返還、損害の賠償等をセンターに請求しないものとする。

- (1) センターのサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止
 - (2) 火災、地震、水害及び落雷等の天災、悪意をもつ第三者によるサーバーその他、センターのコンピューターへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故、障害による停止
- 2 センターは、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合(サーバー又はソフトウェアの障害・不具合・誤作動、本サービスの利用停止、顧客との取引等によるものを含み、その原因いかんを問わない。)について、賠償する責任を負わないものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和1年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

浜松市市民協働センターバナー広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、浜松市市民協働センターバナー広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)に基づき、広告掲載を行う場合の掲載基準について、必要な事項を定めるものとする。

(広告に関する基本的な考え方)

第2条 浜松市市民協働センターホームページに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持つるものでなければならない。

(ホームページに関する基準)

第3条 浜松市市民協働センターホームページへの広告に関しては、浜松市市民協働センターホームページに掲載する広告だけでなく、リンク先のホームページの内容についても、この基準を遵守したものでなければならない。

(広告掲載できない業種又は事業者)

第4条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23 年法律第122 号)で風俗営業と規定される業種
- (2)風俗営業類似業種
- (3)消費者金融、高利貸しに関するもの
- (4)公営競技以外のギャンブルに関するもの
- (5) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (6) 民事再生法及び会社更生法による再生又は更正手続中の事業者
- (7)各種法令に違反している事業者
- (8)行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (9)NPO法人で、行政機関に対して、定められた報告・届出義務を怠っている法人
- (10)前各号に掲げるもののほか、広告を掲載する事がふさわしくないと認めるもの

(広告掲載できない内容)

第5条 次の各号に定めるものは、広告を掲載しない。

- (1)一般的に適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損等のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
 - エ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの又はおそれのあるもの

オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの

カ 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの

(2) 消費者被害の予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの

ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現を用いているもの
例:「世界一」「一番安い」等。(掲載に関しては、根拠となる資料を要する)

イ 射幸心を著しくあおる表現を用いているもの

例:「今が、これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等

ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの

エ 虚偽の内容を表示するもの

オ 法令等で認められていない業種、又は法令等で製造、販売等が禁止されている商品、許可等を受けていない商品、粗悪品その他掲載する事が不相当と認められる商品及びサービスを提供するもの

カ 国家資格等に基づかない者が行う療法等

キ 責任の所在が明確でないもの

ク 広告の内容が明確でないもの

ケ その事実がないのに、国、地方公共団体及びその他公共機関が、広告主又はその商品やサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現を用いたもの

(3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
ア 水着姿、裸体姿等で広告内容に無関係で必要性のない表現を用いたもの。ただし、出品作品の一例及び広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする。

イ 暴力や犯罪などを肯定し、又は助長するような表現を用いたもの

ウ 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を用いたもの

エ 暴力又はわいせつ性を連想させる表現を用いたもの

オ ギャンブル等を肯定し、又は助長するような表現を用いたもの

カ 青少年の身体及び精神の健全な発達に有害と認められる表現を用いたもの

(広告の種類による個別掲載基準)

第6条 掲載する広告の表示内容については、次の各号に定める業種ごとの基準に基づき、掲載の可否及び表現内容を検討する。

(1) 人材募集広告

ア 人材募集に見せかけた売春等の勧誘や斡旋の疑いがあるものは掲載しない。

イ 人材募集に見せかけた商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としている疑いがあるものは掲載しない。

(2) 語学教室等

安易さや授業料、受講料等の安価さを強調する表現を用いたものは掲載しない。

例:「一か月で確実にマスターできる。」等

(3) 学習塾、予備校等

ア 合格率など実績を載せる場合は、実績年も併せて表示する。

イ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実態、内容、施設が不明確なものは掲載しない。

(4) 資格講座

ア 民間の講習業者が「労務管理士」などの名称で資格講座を設け、それがあたかも国家資格であり、各企業は労務管理士を置かなければならないという誤解を招くような表現を用いたものは掲載しない。掲載する場合は、次の例のような表示を明確に用いるものとする。

例:「この資格は、国家資格ではありません。」

イ 「行政書士講座」などの講座には、その講座だけで国家資格が取れるというような紛らわしい表現を用いたものは掲載しない。掲載する場合は、次の例のような表示を明確に用いるものとする。

例:「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」

ウ 資格講座の募集に見せかけて、商品及び材料の売りつけや資金集めを目的としている疑いがあるものは掲載しない。

エ 受講費用がすべて公的給付でまかなえるかのように誤認される表示はしない。

(5) 病院、診療所、助産所

医療法第6条の5又は第6条の7の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

(6) 施術所(あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復等)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

(7) 飼育動物の診療施設

獣医療法第17条の規定により広告できる事項以外は掲載しない。

(8) 薬局、薬店、医療品、医薬部外品、化粧品、医療用具(健康器具、コンタクトレンズ等)広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課で広告内容についての了解を得たもの以外は掲載しない。

(9) いわゆる健康食品、保健機能食品、特別用途食品広告を掲載する事業者が、業者所在地を所管する地方自治体の薬務担当課及び食品担当課並びに公正取引委員会で広告内容についての了解を得たもの以外は、掲載しない。

(10) 介護保険法に規定するサービス、その他高齢者福祉サービス等

ア サービス全般(老人保健施設を除く。)

(ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いないこと。

(イ) 広告掲載事業者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等以外には掲載しない。

(ウ) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示を用いたものは掲載しない。

イ 有料老人ホーム

アに規定するもののほか、次に定めるところによる。

(ア) 厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針の別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。

(イ) 所管都道府県の指導指針の規定を遵守していること。

(ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホーム等に関する不当な表示(平成16年度公正取引委員会告示第3号)」に抵触しないこと。

ウ 有料老人ホーム等の紹介業

(ア) 広告掲載事業者に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。

(イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示は掲載しない。

(11) 不動産事業

ア 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。

イ 不動産売買や賃貸等物件に係る広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築年、価格、賃料及び取引条件の有効期限を明記する。

ウ 公正取引委員会が認定した「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。

エ 契約を急がせる表示は掲載しない。

例:「早い者勝ち」、「残り戸数あとわずか」等

(12) 弁護士、税理士、公認会計士等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(13) 旅行業

ア 登録番号、所在地及び補償の内容を明記する。

イ 不当表示に当たるものは掲載しない。

例:白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の「写真」掲載等

(14) 通信販売業

返品等に関する規定を明確に掲載する。

(15) 雑誌、週刊誌等

ア 適正な品位を保った広告であること。

イ 公の秩序や善良な風俗に関する表現のないものであること。

(16) 映画、興行等

ア 暴力・とばく・麻薬及び売春などの行為を容認するようなものは掲載しない。

イ 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。

ウ いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。

エ 内容を極端にゆがめたり、一部のみを誇張した表現等は使用しない。

オ ショッキングなデザインは掲載しない。

カ その他青少年に悪影響を与える恐れのあるものは掲載しない。

キ 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

(17) 占い、運勢判断等

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 料金や販売について明示する。

ウ その他占いや運勢判断に関する出版物は、事例ごとに判断する。

(18) 古物商・リサイクルショップ等

営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていること。

(19) 結婚相談所、交際紹介業

ア 結婚情報サービス協議会に加盟していること(加盟証明が必要)を明記する。

イ 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(20) 調査会社、探偵事務所等

掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

(21) 労働組合その他これに類する組織で、一定の社会的立場と主張を持った組織

ア 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。

イ 出版物の広告で、主張を展開するもの又は他の団体に対して言及(批判、中傷等)するものは掲載しない。

(22) 募金等

ア 厚生労働大臣又は都道府県知事の認可を受けていること。

イ 下記の主旨を明確に表示すること。

例:「〇〇募金は、〇〇知事の認可を受けた募金活動です」等

ウ 上記以外の募金活動については、事例ごとに判断する。

(23) 質屋、チケット等再販売業

ア 個々の相場、金額等の表示はしない。

例:「〇〇のバッグ50,000 円」、「航空券 東京～福岡 15,000 円」等

イ 有利さを誤認させるような表示はしない。

(24) トランクルーム及び貸し収納業者

ア トランクルームは、国土交通省の規定に基づく適正業者(マル適マーク付き)であること。

イ 貸し収納業者は、会社名以外に「トランクルーム」の名称は、使用しない。また、次の主旨を明確に表示すること。

例:「当社の〇〇は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません。」等

(25) ダイヤルサービス

“ダイヤルQ2”その他のダイヤルサービスは、内容を確認の上個別に判断する。

(26) 宝石の販売

虚偽の表現に注意すること(必要に応じ、公正取引委員会に確認する)。

例:「メーカー希望価格の50%引き」(宝石には通常、メーカー希望価格はない)。

(27) アルコール飲料

ア 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること。

例:「お酒は20 歳を過ぎてから」等

イ 飲酒を誘発するような表現は掲載しない。

例:お酒を飲んでいる、又は飲もうとしている姿等

(28) その他、表示について注意を要すること。

ア 割引価格の表示

割引価格を表示する場合、対象となる元の価格の根拠を明示すること。

例:「メーカー希望小売希望価格の30%引き」等

イ 比較広告(根拠となる資料が必要)

主張する内容が客観的に実証されていること。

ウ 無料で参加・体験できるもの

費用がかかる場合には、その旨を明示すること。

例:「昼食代は実費負担」、「入会金は別途かかります」等

エ 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告

広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。

連絡先については固定電話とし、携帯電話PHSのみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。

(29)NPO法人

NPO法人に義務付けられている、所轄庁並びに法務局への届出等を怠っている法人については、掲載しない。

附 則

この基準は平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

浜松市市民協働センターバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、浜松市市民協働センターホームページにバナー広告を掲載するにあたり、その広告表現について、浜松市市民協働センターバナー広告掲載取扱要綱及び浜松市市民協働センターバナー広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及び使いやすさを保持するために、広告表現について必要な事項を定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) FLASH
- (7) その他、利用者の意思に反した動きをしたり、不快感を与えたり、誤解を与えるおそれがある表現

(センターホームページとの区別)

第3条 次の表現については、利用者がセンターホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- (1) センターホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- (2) 「NPO相談」などセンター事業を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、利用者が浜松市市民協働センターの事業であると誤認しやすいもの。

(色調)

第4条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は、文字の周囲を縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(解像度)

第5条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは平成 24 年 4 月 1 日から適用する。